

## 収入状況及び経済的援助にかかる申出書

被扶養者氏名		左記被扶養者の配偶者の有無	氏名 有 ( ) ・ 無
--------	--	---------------	-----------------

被扶養者が複数いる場合は(注)④を参照してください。

(有の場合は下記の収入等も記載してください。【組合員の配偶者は対象外】)

被扶養者及びその配偶者にかかる収入及び経済的援助の見込み額を <b>扶養するに至った日から向こう1年間</b> について記入してください。			
給与収入 給与、賞与、アルバイト代、手当など(交通費を含む。)	円	配偶者の給与収入 給与、賞与、アルバイト代、手当など(交通費を含む。)	円
年金収入 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など (企業年金や、国民年金基金等も含めて記入してください。)	老齢給付 円	配偶者の年金収入 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など (厚生年金基金等の企業年金や、国民年金基金等による収入も含めて記入してください。)	老齢給付 円
	障害給付 円		障害給付 円
	遺族給付 円		遺族給付 円
雇用保険失業給付 日額と総額を記入してください。	日額 総額 円 円 ( 年 月 日～ 年 月 日)	配偶者の雇用保険失業給付 日額と総額を記入してください。	日額 総額 円 円 ( 年 月 日～ 年 月 日)
傷病手当金 出産手当金 日額と総額を記入してください。	日額 総額 円 円 ( 年 月 日～ 年 月 日)	配偶者の傷病手当金 配偶者の出産手当金 日額と総額を記入してください。	日額 総額 円 円 ( 年 月 日～ 年 月 日)
事業収入 自営業による収入など(経費も含めて総額を記入してください。)	総収入 円	配偶者の事業収入 自営業による収入など(経費も含めて総額を記入してください。)	総収入 円
	仕入れにかかる原価 円		仕入れにかかる原価 円
不動産収入 経費も含めて総額を記入してください。	円	配偶者の不動産収入 経費も含めて総額を記入してください。	円
利子・配当収入 預金利子・株式配当など	円	配偶者の利子・配当収入 預金利子・株式配当など	円
その他収入 個人年金や謝礼など、その他の収入のすべて	円	配偶者のその他収入 個人年金や謝礼など、その他の収入のすべて	円
収入合計額	円	配偶者の収入合計額	円

被扶養者と <b>別居の場合のみ記入</b> してください。			
被扶養者への経済的援助	円	組合員による金融機関を介した送金額 (送金にかかる証拠書類は保管をお願いします。)	

上記記載の内容は、事実と相違ありません。収入状況等に変更が生じたときは、必ず届出をします。

組合員氏名 \_\_\_\_\_ 印

(注)

- 収入とは、課税、非課税を問わず金銭や現物として継続的に得られるもの全てです。
- 住居用家屋の譲渡や退職金など将来的に発生が見込めない一時的な収入に関しては記入する必要はありません。
- 満16歳以上の被扶養者を届出する場合は収入の有無にかかわらず記入する必要があります。
- 被扶養者が複数いる場合は人数分の本申出書が必要です。

## 別居扶養する場合の経済的援助基準

組員が認定対象者の生計維持にかかる中心的役割を担っていることを必要としています。  
そのため、認定対象者の収入額、又は最低必要額（年間65万円）のいずれか高い方を上回る額を、経済的援助として金融機関を介して行っていることが必要となります。

## 夫婦共同扶養の考え方

夫婦が共同して扶養している場合の被扶養者認定については被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として収入の多い方の被扶養者とします。  
被扶養者とすべき者が複数いる場合は、そのすべてが収入の多い方の被扶養者となり、原則として夫婦別々の被扶養者とすることはできません。  
ただし、同居別居の別など個々の事情によっては個別に判断する場合があります。

## 夫婦相互扶助の考え方

認定対象者に配偶者がいる場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。また、どちらか片方の収入が限度額を超えていなくても、2人の合計収入がそれぞれの収入限度額を合算した額を超える場合には、被扶養者として認定はできません。

## 扶養確認調査（検認）を行う際の注意事項

- ◆ 生活費の送金証明として提出していただく書類は、組員から対象被扶養者にいくら送金しているかを客観的に確認できるよう金融機関の振込票の写しや送金記録のある通帳の写しが必要です。送金時には送金者氏名、受取人氏名、日付等が印字されるように注意してください。
- ◆ 住居にかかる費用を負担することで経済的援助とする場合には、契約書等で賃貸借名義や家賃額等の確認ができる書類も必要となりますので、必ず保管しておいてください。
- ◆ 学費は原則、対象被扶養者の生計維持に必要な費用としては認められません。
- ◆ 扶養確認調査(検認)時において、送金事実を確認できる書類が無い場合や、収入に関する書類が無い場合など、経済的援助にかかる書類が提出できないときは、遡って扶養を減員することとなりますので、必ず書類を保管しておいてください。

上記記載の内容について了承しました。

令和 年 月 日

記号・番号 \_\_\_\_\_

組員氏名 \_\_\_\_\_ 印